様式第１号（第６条第１項関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

総務大臣　　　殿（注１）

法人の住所、名称及び

その代表者の氏名　　　　　　　　　　印

若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

　（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第５条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表

代表者　　　　　　　　印　　　」

地方公共団体の連携主体にあっては、

　　　　　　「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長　　　　　　　印　　　」

法人の連携主体にあっては、

　　　　　 「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　印　　　」

　　　　　と記載すること。

　　　　　　　　　　　　　　 記

１　補助事業の目的

２　交付を受けようとする補助金の額（注３）　　金 　　　，　　　千円

　　（注３）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること｡

　　　　　補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

３　補助事業の概要

　　□　別紙１　第１（電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）の場合）

□　別紙１　第２（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）の場合）

□　別紙１　第３（デジタルテレビ中継局整備事業の場合）

□　別紙１　第４（辺地共聴施設整備事業の場合）

□　別紙１　第５（暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）の場合）

□　別紙１　第６（暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）の場合）

□　別紙１　第７（暫定的難視聴対策事業の場合）

□　別紙１　第８（デジタル受信相談・対策事業の場合）

□　別紙１　第９（地上デジタルテレビ放送コールセンター事業の場合）

□　別紙１　第１０（受信機器購入等対策事業費補助事業の場合）

□　別紙１　第１１（暫定的放送設備運用事業）

□　別紙１　第１２（民放ラジオ難聴解消支援事業の場合）

□　別紙１　第１３（公衆無線ＬＡＮ環境整備支援事業の場合）

□　別紙１　第１４（中間周波数漏洩対策事業費補助事業の場合）

　４　年割額

　５　有利子資金の借入先別借入金額及び利子率　　（注４）

　（注４）「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

４　添付資料

(1)　対策事業に要する経費の見積書

(2)　別紙２　工事概要書（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援

整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コー

ルセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を

除く。）

(3) □　無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書（電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業の場合）

　　□　電波遮へい対策事業（鉄道トンネルを対象とするもの）のうち、交付申請の直近１０か年度の単体決算において継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線の対策を実施する場合は、当該鉄道事業者の財務状況について、交付申請の直近１０か年度の状況を確認できるもの

　　□　電波遮へい対策事業（医療施設を対象とするもの）については、対象とする医療機関による

　　　①　必要な対策の措置（医療施設内での電波を管理する体制の整備、施設設置場所の提供等）について確認できるもの

　　　②　電波による医療機器への影響に関するリスクについての同意書

　　　③　経費負担について確認できるもの

□　サービスエリアが該当する補足事項３（４）の各号に該当する地域名並びにサービスエリア内の世帯数及び人口を証する書面（携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業（賃借費）及び携帯電話等施設高度化事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。）の場合）

　　□　事業概要、整備計画期間、予定する財源の内訳、整備計画の評価に関する事項を内容とする整備計画（携帯電話等エリア整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業）の場合）

□　都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）

□　対策事業を市町村又は法人の連携主体が行う者については、

　①　当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの

　②　本様式に従って交付申請書を提出する市町村又は法人が、当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注６）

　　　（注５）連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面

(4)　災害救助法が適用された市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書その他災害により被害を受けたことが証明できる写真等（平成２３年３月１１日以降に災害救助法が適用された地域において、災害により被害を受けた施設・設備に対する事業の場合（携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業又は辺地共聴施設整備事業に限る。））